

## 中間技術検査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市工事検査規程（昭和51年8月庁達第3号）第3条第4項に規定する中間技術検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (技術検査の内容)

第2条 技術検査は、工事の品質を確保するため、工事の実施状況、出来形、品質、出来ばえ等について、関係書類に基づき現地において行うものとする。ただし、契約検査課担当課長が工事の特殊性によりやむを得ないと認めるときは、現地での検査を省略することができる。

### (中間技術検査の対象工事)

第3条 中間技術検査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する請負工事とする。

- (1) 低入札価格契約工事（鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準（平成6年11月4日施行）第2条に規定する低入札価格調査の基準額を下回る額で契約を締結した請負工事をいう。）
- (2) 当初の契約金額が4千万円（建築一式工事にあつては8千万円）以上の工事
- (3) 当初の契約期間が180日以上工事
- (4) その他、工事担当課長が必要と認める工事

### (中間技術検査の対象工事の特例)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、工事担当課長は、当該工事を対象工事から除くべき相当の理由があるときは、契約検査課担当課長と協議して対象工事から除くことができる。

### (中間技術検査の実施)

第4条 中間技術検査の実施回数は、当初の契約金額が9千万円未満の工事は工事中1回又は2回、9千万円以上の工事は年2回行うものとする。ただし、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。

- 2 中間技術検査の実施は、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内で、一部完成検査、しゅん功検査の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。
- 3 中間技術検査の実施時期の決定は、中間技術検査計画表に基づき工事担当課長が行い、その時期を決定したときは契約検査課担当課長に検査の依頼をするものとする。

### (中間技術検査と一部完成検査及びしゅん功検査との関係)

第5条 中間技術検査で確認した出来形部分については、一部完成検査及びしゅん功検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化又は受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

2 中間技術検査で確認した出来形部分は、部分払の対象としない。

(書類の準備)

第6条 受注者は、中間技術検査に際し別表に掲げる関係書類を準備するものとする。

(中間技術検査の指定)

第7条 対象工事の指定は、特記仕様書又は現場説明書で行う。

付 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (決裁日 平成25年5月17日)

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中間技術検査実施要領の規定は、施行日以後に入札公告した工事から適用し、施行日前に入札公告をした工事については、なお従前の例による。

付 則 (決裁日 平成28年5月19日)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中間技術検査実施要領の規定は、施行日以後に入札公告した工事から適用し、施行日前に入札公告をした工事については、なお従前の例による。

付 則 (決裁日 令和4年(2022年)12月12日)

(施行期日)

1 この要領は、令和5年(2023年)1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中間技術検査実施要領の規定は、施行日以後に入札公告した工事から適用し、施行日前に入札公告をした工事については、なお従前の例による。

別表（第6条）

中間技術検査に必要な関係書類

- 1 契約書及び設計図書（現場説明書、質問回答書、図面、仕様書等）
- 2 施工体制台帳及び施工体系図又は下請負業者編成表
- 3 実施工程表（予定及び実施出来高曲線が記入されているもの）
- 4 施工計画書
- 5 施工図等（施工図、製作図、機器製作仕様書等）
- 6 工事の記録（工事打合せ簿、工事機材搬入報告書、工事写真、品質管理記録等）
- 7 安全管理に関する記録
- 8 官公署等への届出書の写し
- 9 出来形数量調書（計画内訳書に出来形数量等を記入されているもの）
- 10 出来形状況図
- 11 その他契約書又は設計図書に記載された書類等